



令和5年5月  
第32号

発行：法務省 仙台矯正管区



速報

# 第二次 再犯防止推進計画

令和5年3月17日 閣議決定!!

## 5つの基本方針

### 誰一人取り残さない社会

・犯罪をした者等が再び社会の一員となれるよう、地方公共団体等が連携・協力

### 切れ目のない指導・支援

・犯罪をした者等の特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階で指導・支援を受けられるようにする。

### 犯罪被害者等の存在を十分に認識

・再犯防止施策を実施する際には、犯罪被害者等の心情等に十分配慮して行うとともに、罪を犯した者等がその責任を自覚し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえること。

### 社会情勢等を反映した施策

・犯罪・非行の実態、効果検証・調査研究の成果を踏まえた見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

### 再犯防止施策の広報

・更生の意欲を有する犯罪をした者等が、社会の一員として受け入れられるよう、再犯防止等に関する施策を分かりやすく広報するなどし、国民の関心と理解を獲得する。

## 7つの重点課題

就労・住居の確保

保健医療・福祉サービスの利用促進

学校等と連携した修学支援

特性に応じた効果的な指導

民間協力者の活動の促進

NEW 地域による包摂の推進

NEW 再犯防止に向けた基盤整備

詳しくは  
4Pへ!!



## 再犯防止推進計画ってなんだ？



ねえねえすすめ君、再犯防止推進計画ってなんなの？

お、さすが管くまちゃん、今ホットな話題だよ。



そうなの？ おすすめ君詳しくそうだから教えてよ！

熱心だなあ。感心するよ。



ありがとうすすめ君！  
持つべき者は友達だね♪

よし、じゃあ早速いこうか。  
再犯防止推進計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間、罪を犯した人たちなど、たとえば、刑務所や少年院から出た人が再び罪を犯すことがないように、国、地方公共団体、民間団体とが協力して再犯防止に取り組むものとして策定されたものなんだよ。



あれ、でももう令和5年だよな？

そう。  
だから今年の3月に第二次再犯防止推進計画っていうのができたんだ。  
令和5年度から令和9年度までの5年間、再犯防止に関係する色々な取組を、今後も継続していくんだよ。





ふーん。でも、第二次っていうくらいだから、前の計画の内容とは何か変わったの？

そうだね。

基本方針は第一次の内容を踏まえて計画されているけど、具体的な施策の部分では、7つの重点課題を設定して、96個の具体的な施策を掲げてるよ。

ちなみに第一次では115個の施策があったよ。



96個も…。

そんなにいっぱいできるのかなあ。  
心配になってきた。

確かに管くまちゃんの言うとおりの。

個人や一つの組織の力では難しいと思うよ。

だから、色んな人が関わってほしい取組だよ。



今ちょっと読んでみたんだけど、「地域による包摂の推進」ってなに？

お、いいところに目をつけたね。

ざっくり言ってしまうと、犯罪をした人たちなどが孤立、排除されることなく、地域社会の一員として受け入れられることだよ。犯罪をした人たちなどが社会に立ち戻っていくためには色々な支援が必要だけど、国・地方公共団体の役割分担の不明確さが第一次では課題として挙げられていたんだ。第二次では、役割分担が明確化されたよ。(※次ページ参照)



なるほど～。ありがとうございますめ君！  
これでまた一つ賢くなった気がする！

いいよ。今度お腹いっぱいパン食べさせてね。



ちゃっかりしてるなあ…。  
わかったよ、また今度ね。

# 都道府県の役割・・・広域自治体として

- 域内の市区町村に対する支援・ネットワーク構築
- 市区町村が単独で実施することが困難な分野の直接的・専門的支援(就労・住居確保等)の実施

## 市・区

ボランティア

市役所

保護司

学校

罪を犯した人たちなど

病院

町内会

近隣住民

矯正施設

## 村

## 町

ネットワーク

## 市区町村の役割

### ・・・地域住民に最も身近な基礎自治体

- 保健医療・福祉等の行政サービスを必要とする犯罪をした人たちなどに対する、適切なサービス提供
- 立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくり



↑再犯防止推進計画↑  
詳細はこちら!

## 国の役割

- 刑事司法手続の枠組における指導・支援の実施
- 地域における支援ネットワーク構築の推進

## こまったときは

仙台矯正管区更生支援企画課へご相談ください!!

- ☑ 矯正施設の見学・再犯防止についての勉強会の企画・実施
- ☑ 地方再犯防止推進計画策定に係るご相談
- ☑ 犯罪統計データ等の提供
- ☑ 矯正施設と連携した地方創生策の推進や広報活動への協力 など...



詳細は先月号の「つなく」  
でもご紹介しています!



仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL:022-286-0130(直通)

FAX:022-294-1036

メール:2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp



仙台矯正管区HP